

2023年2月吉日

植柳自治連合会・会員の皆様

植柳自治連合会・会長 宇野健藏

コロナも依然として感染継続しておりますが、会員の皆様にはお元気でお過ごしの事と思います。昨年の「時代祭行列」には町長様のご協力を得て、約150名の皆様が行列、着付け、受付など種々のお手伝いを頂き、大成功に終えることができ、厚くお礼申し上げます。

すでに、町長様はじめ会員の皆様には運営委員会議事録や会合でお知らせしておりますが、昨年8月22日に辰巳町の伊藤要氏より植柳自治連合会に対し訴状が裁判所に提出されました。訴状の主旨は、時代祭は宗教行事であり、そのために自治連合会の事業費基金積立より補助することは信教の自由を定めた憲法第20条に違反するので、自治連合会より一切資金を支出してはならないというものでした。

その後、時代祭は自治連合会からの資金支出もなく、仮処分申立については和解が成立しましたが、本裁判は継続審議となっていました。

1月23日の進行協議においては、和解案について調整が図られましたがまだ決定には至っておりません。しかしながら、自治連合会においては、裁判を長期化することを避けるため和解の方向で検討したいと考えております。

今回、会員の皆様に、「時代祭行列その他宗教行事について組織分離と会計分離を図る。」という方向で自治連合会における今後の対応方針概案を提示し、会員の皆様のご意見を頂きたくご案内させていただきました。3月上旬には、この問題に関して「臨時総会」を開催する予定でありますので、よろしくお願ひいたします。

自治連合会の対応方針概案に対する御意見の伺い

1 自治連合会の対応方針概案

(1) 組織関係の見直し

時代祭行列その他宗教性のある行事を行う組織と自治連合会の組織を別のものにするという観点から以下のとおりとする。

- ア 時代祭行列は、時代祭行列実行委員会で行う。
 - イ その他宗教性のある行事は、神事部で行う。
 - ウ 時代祭行列実行委員会は自治連合会組織とは別に構成され、神事部は自治連合会を構成する各種団体の一つであり、それぞれ有志により構成される。

(2) 会計関係の見直し

- ① 時代祭行列その他宗教性のある行事を行う組織への支出は自治連合会の会費からは支出しないという観点から以下のとおりとする。

ア 自治連合会の事業費基金積立は時代祭行列その他宗教性のある行事以外の事業の費用が不足したときにその不足分に充てるものとする。

イ 自治連合会の事業費基金積立から時代祭行列実行委員会への支出は行わない。

ウ 自治連合会の事業費基金積立からその他宗教性のある行事への支出は行わない。

エ 自治連合会が神社祭礼費として平安講社及び伏見稻荷(川西崇敬会)に納めるこ
とはしない。

才 時代祭協賛金及び神社祭祀費は、時代祭行列実行委員会及び神事部が自治連合会会費とは別に徴収し、同意しない会員からは徴収しない。

力 自治連合会費、時代祭協賛金及び神社祭礼費の徴収は、町長が会費との区分を明確にした上でまとめて徴収し、会計に納入することができる。会計は、納入された神社祭礼費相当分を神事部に、時代祭協賛金相当分を時代祭行列実行委員会に交付する。ただし、町長がこの取扱いに同意しないときはその限りではない。

- ② 自治連合会会費は、植柳自治連合会会則を変更し「月額一世帯一口最低百五十円とし、口数は制限しない。」を「月額一世帯一口最低百二十五円とし、口数は制限しない。」と改める。

③ 神事部は、納入された神社祭礼費相当分を含む神社祭礼費を平安講社及び伏見稻荷（川西崇敬会）に納入する。

- (3) その他

 - ① 「神事部」は名称を改め「伝統行事保存会」とする。
 - ② 「神社祭礼費」は名称を改め「伝統行事費」とする。

2 意見の伺い

自治連合会会員のおかれましては、上記1の自治連合会の対応方針概案に対してご意見がある場合は、令和5年2月10日までに庶務課まで紙面をもって提出願います。

3月上旬に臨時総会を開催し、自治連合会の対応方針について検討する予定としております。

以上

—キリトリ—